

# 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.1

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする「社会保障・税番号制度関連四法」が成立し、平成27年度以降、みなさんの生活において色々な分野で個人番号を利用していくことになりました。

今後、幌延町では、随時広報誌やホームページ等を通じて、マイナンバー制度の内容等について、お知らせする予定です。

今回は、制度の概要について、お知らせします。

## 1 「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」ってなに??

すべての国民に12桁の個人番号(マイナンバー)を割り振り、社会保障関係の資格給付情報や所得などの税情報を管理することにより、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤(インフラ)となる制度です。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行うことができます。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

## 2 「マイナンバー」ってなに??

住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定します。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。

## 3 個人番号カードってなに??

平成27年10月以降、12桁のマイナンバーを記載した「通知カード」が住民票の住所に送付されます。通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を市区町村の担当窓口へ郵送等により、提出することで、「個人番号カード」の交付を受けることができます。(発行費用は現段階では未定です。)

## 4 マイナンバーの使いみちって??

平成28年1月から、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限り、マイナンバーが利用されます。

※法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません

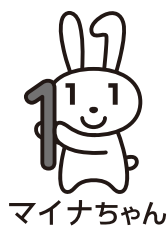
## 5 マイナンバーについてのお問い合わせ先

### 全国共通ナビダイヤル

日本語窓口：0570-20-0178 マイナンバー

外国語窓口：0570-20-0291

営業時間：平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)



担当：総務課総務グループ 電話番号：5-1111(内線133)、IP告知端末：5-8811